

第 13 回

檜山北部3町合併協議会会議録

日 時 平成17年6月28日(火) 13時30分

場 所 北檜山町健康センター

第13回檜山北部3町合併協議会会議次第

平成17年6月28日(火) 13:30～16:50

場所：北檜山町健康センター

1. 会議録署名委員の指名について
付議事件の報告
2. 報告第1号 檜山北部3町合併協議会委員の変更について
3. 報告第2号 3町の廃置分合及び郡の区域の決定について
4. 報告第3号 せたな町特別職等の報酬額等の答申について
5. 報告第4号 平成16年度檜山北部3町合併協議会事業報告について
6. 認定第1号 平成16年度檜山北部3町合併協議会歳入歳出の決算について
監査報告について
7. 議案第1号 平成17年度檜山北部3町合併協議会補正予算について

○出席委員

大成町

副会長	花田千賀志	委員	高畑 實	委員	大野忠勝
委員	奥村喜美男	"	濱口敬子	"	朝倉満

瀬棚町

副会長	平田泰雄	委員	柳田 眞	委員	濱口勝利
委員	桜井明雄	"	用名要一	"	新保静夫
"	工藤芳江				

北檜山町

会長	内田東一	委員	斎藤洋一郎	委員	酒井誠一
委員	真柄克紀	"	中山修身	"	石川文枝
"	中島勝則				

○第8条第2項委員

檜山支庁 佐藤 憲次

○欠席委員

大成町

委員 成田直彦

○幹 事

副幹事長 小 林 義 悦 幹 事 越 野 邦 夫 幹 事 高 野 利 廣
幹 事 碓 谷 恵 一 幹 事 水 野 幸 雄

○説明員

介護保険準備室長 中 野 真 一

○協議会事務局

事務局長 道 高 勉 事務局次長 駒 谷 正 義 事務局次長 成 田 円 裕
町づくり推進係長 山 内 保 夫

開 会

(午後1時30分)

(道高事務局長)

皆様、本日は大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

定刻でございます。ただいまより、第13回檜山北部3町合併協議会を開催いたします。

それでは、会議に先立ちまして本年の4月1日付の道の人事異動で、檜山支庁地域政策部長として合併協議会の委員を委嘱しておりました小田委員さんが転任されまして、その後任に新しく地域政策部長として着任されました佐藤憲次部長様に対しまして、合併協議会委員の委嘱状を内田会長より交付いたしたいと存じます。

(内田会長)

委嘱状。檜山支庁地域政策部長、佐藤憲次様。檜山北部3町合併協議会委員を委嘱します。

平成17年4月1日、檜山北部3町合併協議会会長、内田東一。

どうぞよろしく申し上げます。

(委嘱状交付)

(道高事務局長)

それでは、ただいま委嘱状を受けられました地域政策部、佐藤部長さんにご紹介を一言お願いしたいと思います。

(佐藤委員)

皆様、こんにちは。この4月の異動で北海道教育委員会から道の方に出向という形で来ました檜山支庁地域政策部長の佐藤でございます。

今回あと約2カ月ほどで、住民の方はもとより皆様方の心が一つになるというこのときに委嘱をいただきまして、本当にありがとうございます。前任の小田部長同様、どうぞよろしく申し上げたいと思います。(拍手)

(道高事務局長)

よろしくお願いいいたします。

会長あいさつ

(道高事務局長)

それでは、開会に当たりまして、協議会会長の内田北檜山町長よりごあいさつを申し上げます。

(内田会長)

皆様方にはそれぞれ大変お忙しい中、本日の第13回檜山北部3町合併協議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

思えば、平成16年4月7日に第1回協議会を開催いたしまして以来、1年2カ月の経過を見たわけでございます。その間、いろいろと委員の皆様方には大変なご理解ご協力をいただきまして、今日までこの協議会、皆様のお力を得ながら、時節は早いものであと64日目に新しいまちの誕生という日を見るわけでございます。そんな中で本当に感無量の感がするわけでございますけれども、冒頭申し上げましたとおり、本当にいろいろ問題も起きました。しかし、それをお互いの理解と協力のもとに今日まで来たわけでございまして、あと64日の間にどうかひとつ今までどおり皆様方の一致協力した、そうしたご協力をいただきながら、町民の皆さん方が本当に合併してよかったな、本当によかったと喜んでもらえるような、そんな合併をしなければ今までの苦労は報われないわけでございます。

どうか本日、いろいろ議題もありますけれども、本日の協議会、皆様のご理解をいただきながら全案、皆様のご理解をいただき、決定、承認をいただきますようお願いを申し上げます。簡単措辞ではございますけれども、ごあいさつにかえさせていただきます。

本日はよろしくどうぞお願いいたします。

(道高事務局長)

それでは、これから会議に入るわけでございますが、初めに規約第10条第1項によりまして、会議の成立には過半数の出席が必要となっております。本日の出席委員は21名でございます。定足数に達しておりますので、会議は成立していることを報告させていただきます。

それでは、規約第10条第2項の規定によりまして、会議の議長は会長が務めることになっておりますので、よろしくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

はい。

(柳田委員)

議案審議に入る前に、どうしても避けられないと思われまます問題を私、持っておりますので、発言を許していただきたいと思えます。

(内田会長)

今、柳田委員の方から、冒頭に発言を求められました。

いかがでしょうか。本日の会議がその他を含めて7件あります。その他の中でというのは、まずいわけですか。

(柳田委員)

この議案の内容に直接関係すると、私自身そう思われることがあります。その議案、その他という

ことになれば、最後になります。議案の審議が終わるということについては、私の今からお願いする発言が全く効力を発しないという、また皆さんの審議の中に入って、この議案を審議することにはなり得ないという問題がございますので、よろしく願いいたします。

(内田会長)

皆さん方にお諮りをいたします。

今、柳田委員の方からお聞きのような発言がございました。いかが取り進めたらよろしいでしょうか。お諮りいたします。

(斎藤委員)

今日示された議案の中に、関係することもあるという柳田委員の話ですけれども、これは柳田委員、大変恐縮ですけれども、今日の議案終わって、その他の部でいかがなものかと思えますけれども。

(内田会長)

それでは、暫時休憩いたします。

(休憩)

(午後 1 時 3 7 分)

(再開)

(午後 1 時 4 3 分)

(内田会長)

それでは、再開をいたします。

これより、本日の議事日程に従いまして議事を進めてまいりたいと存じます。

会議録署名委員の指名

(内田会長)

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、会議運営規程第 12 条第 2 項の規定によって、斎藤洋一郎委員と大野忠勝委員を指名いたします。

付議事件の報告

(内田会長)

続いて、付議事件の報告を事務局からいたさせます。

(道高事務局長)

それでは、本日お手元に差し上げてあります議事日程の 2 枚目でございます。

第13回檜山北部3町合併協議会付議事件報告でございます。

1. 会長から報告及び提案があった事件は次のとおりである。

報告第1号 檜山北部3町合併協議会委員の変更について

報告第2号 3町の廃置分合及び郡の区域の決定について

報告第3号 せたな町特別職等の報酬額等の答申について

報告第4号 平成16年度檜山北部3町合併協議会事業報告について

認定第1号 平成16年度檜山北部3町合併協議会歳入歳出の決算について

議案第1号 平成17年度檜山北部3町合併協議会補正予算について

以上のとおり報告する。平成17年6月28日、議長。

以上です。

報告第1号 檜山北部3町合併協議会委員の変更について

(内田会長)

続いて日程第2、報告第1号 檜山北部3町合併協議会委員の変更についてを議題といたします。

事務局から報告第1号の議案について説明をいたさせます。

(道高事務局長)

それでは、議案の方の1ページ目でございます。

報告第1号 檜山北部3町合併協議会委員の変更について。

平成17年4月1日付の道の人事異動で檜山北部3町合併協議会規約第8条第2項に規定する委員である檜山支庁地域政策部長、小田千秋氏が転任されたことに伴い、同委員に後任の地域政策部長、佐藤憲次氏を委嘱したので報告する。

平成17年6月28日提出、会長。

以上でございます。

報告第2号 3町の廃置分合及び郡の区域の決定について

(内田会長)

続いて、日程第3、報告第2号 3町の廃置分合及び郡の区域の決定についてを議題といたします。

事務局から、報告第2号の議案について説明をいたさせます。

(道高事務局長)

2ページ目でございます。

報告第2号 3町の廃置分合及び郡の区域の決定について。

平成17年4月28日付で総務大臣告示がされたので、別紙のとおり報告する。

平成17年6月28日提出、会長。

3ページでございまして、17年4月28日付の官報の写しでございます。一番下の方に枠でくくっております総務省告示第522号で「町の廃置分合」ということございまして、これにこの3町の廃置分合についての告示がなされたわけでございます。読んでみますと、久遠郡大成町、瀬棚郡瀬棚町及び同郡北檜山町を廃し、その区域をもってせたな町を設置する旨、北海道知事から届出があったので、同条第7項の規定に基づき、告示する。右の処分は平成17年9月1日からその効力を生ずるものとする。平成17年4月28日、総務大臣。

それから、もう一つは「郡の区域決定」ということで、総務省告示第523号で告示されております。これにつきましては、せたな町の属すべき郡の区域を久遠郡とする旨、北海道知事から届出があったので、同条第4項の規定に基づき告示する。右の処分は平成17年9月1日からその効力を生ずるものとするということで、同じくこれも総務大臣の告示ということでございます。

以上でございます。

(内田会長)

ただいま説明ありました本年4月28日付をもって3町の廃置分合及び郡の区域の決定について総務大臣の告示が行われたことについて報告事項として了承をいたしたいと存じます。

以上でございますけれども、この件についてご異議ございませんか。

(柳田委員)

なるべく簡単にお聞きしたいと思いますけれども、議決ということについてまずお話しさせていただきますと、私たちは合併に向かってのさまざまな議決ということについての中で、6月19日付の北海道新聞、それを読んで甚だ議決の内容とは違うというふうに考えております。特にこの広域連合の事例については、3町合併協議会において解散、そして新町単独での方針が決定されているわけです。その後、さまざまな経過をして12月には3町合併調印式、そして3町の議会の合併協定書の承認、議決となりました。そして、この直接今の報告にかかわってくるわけでございますけれども、そして議決後、北海道議会の第1回定例会で協定書に基づいて議決されて総務大臣への送付になったと、それは間違いのない事実だろうと私思っております。そして、受理されたということから、この今回の廃置分合の告示ということになったのだろうと思っておりますが、まずそのことについて、間違いのないかどうかお尋ねします。

(道高事務局長)

間違いございません。

(柳田委員)

そうとするならば私は、広域連合の問題がこのままだと、今現状の北海道新聞の19日付のままの流れだとするならば、私たちが今も続いてこのまま流れていくとするならば、3町の各議会が瑕疵ある議決、すなわち間違った議決をして北海道議会に送ったのだと言われても仕方がない現状にあ

ると私は認識しているのです。そう思わざるを得ない。いまだかつて何もそういう形が整っておらないわけですから、そういうことを思っても過言ではないと思っております。

確かに、言われるところによりますと、合併協定書は法的に拘束されないという話も伺っております。そういう話を確かに伺っております。皆さんご存じだと思います。しかし、私はそう思っていません。法令の根拠に基づいて意思決定をして、法的効果を生ずるから議決と言うと思うのです、私は。そうでなければ、単なる意思決定であるとするならば、これは決議で結構だと思うのです。そういうものを総務大臣あてにまで送る必要は決議であるならばないのだろうというふうに考えておるわけです。これは最大の問題だというふうに考えております。

私、広域連合についてのさまざまな昨年8月以来の流れをして12月に終わっていたと思っていたのです、最近まで。だから、私は2月の3町の町長議長会議のときには、基本である合併協定書が根本であるという考えから、もし、さまざまな各町の今後の利益に絡むものがあるとするならば、それは合併後に話し合うべき問題であって、今それを持ち出していつまでもいつまでも協議と言っているものではないという考えから、相手方に検討結果の報告をする際には条件をつくるべきではないという発言したことはご承知だと思っております。その考えから、間近になったといいますが、もう70日近くなった合併を控えて、これ以上町民に不安を与えてはいけません。そういうことから、町長さん方も本当にご苦労なさって、大変な血と汗のにじむ思いでこれまで来られましたけれども、今新たに心を一つにして新町に向かう熱い思いの中で、この協定書の21の8、特に(1)と(5)を主体としながら、協定書に従って議決すべき案件の準備を、明日と言わず今日からでも整えて、町民の皆様にご安心していただくように3町の町長さんたちをお願いしたい。そのことを申し上げて、まずそのことに対してご回答をいただきたいと思っております。

(内田会長)

それでは、今のご質問に対して、まずはそれぞれ2町の町長さんもおられますが、まず私の方からお答えをいたしたいと思っております。

今、柳田委員の方から先般の新聞報道について、異論についてのご質問でございました。しかし、先ほど私も申し上げましたとおり、1年2カ月、13回にわたっての皆さん方の協議をいただいております。そうした決定をしたわけですから、その決定について私は方針を変えたということは毛頭ございませんし、ほかの2町の町長さんも同じ考えだと思います。方針は変わっておりません。ただ、ここに新聞報道されましたけれども、この時点で何か3町の足並みが乱れているような、そういう受けとめ方をされる多くの各町の町民の皆さん方もおいでになろうと思っておりますけれども、私は先般、議会の中で行政報告をさせていただきますして、そのことについては今いろいろ話題になっておりますけれども、目下そうした協定書については変更の考えは全くないというようなことを行政報告でも申し上げましたところでございます。

ただ、後ほどまた瀬棚町長さんの方からもお話があるかと思いますが、今どうも3町の足並みが乱れているような、そういうことでございますけれども、私も瀬棚の町長さんとお話をさせていただきます。町長のお話では、自分も協定書の中身を変えるとは言っていないのだと。変える

とは言っていないと。ただし、やはり何としても協定書の中身を変えないで円満な解決の方法という、そういうことをやっぱり私は考えているのだということでございますから、それについては今日も先ほど朝からいろいろ3町の中で話をしてまいりました。それでそのお話の中では、協定書を変更しない、変えないでそして何とか円満な解決をする方法を見出せないかということが自分の本意だというふうなことを聞かされまして、私どもも本当にそうした中で協定書を変えないで平和的な解決が望めるならば、委員の皆さん方にもそれを否定をする何ものでもない。そうしたお互いに円満な解決の方法があれば、そうしたことについては、ということは先ほども申し上げたところでございます。ただ、委員の皆さんがどうご判断していただけるのか、それについてはきちっとしたそうしたことを皆さん方のご理解をいただかなければ、この問題というのはなかなか解決できないということで、基本的に申し上げまして、今柳田委員が言われた質問の中では、その方針は3町の町長とも変えるということについてはないと思いますし、そういう変えるべき問題ではないというふうに私も今も理解をしておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

あと、大成町長、瀬棚町長の方からいろいろまたお考え、3町の町長にということでございますので、2町の町長さんの方からお話があるかと思えます。私はそういうことで私の考えを申し上げました。

(花田副会長)

時折私の名前も出ますので、私も補足をいたしたいと思いますが、各委員さん共通して介護保険の間断なく円満に進めたいということに対して、皆、理解されておるだろうと、このように思うわけですが、この檜山北部の広域連合の解散協議については、円満に整って、構成する4町の議会の完全議決をいただいて、北海道知事に対して申請の手続を行った上で、何としても来る8月31日までに認可を得ることが今最大限に必要なことだろうと思うわけでございます。事この介護保険を滞りなく進める意味で、合併する3町が今8月31日に法人格を持っている大成、瀬棚、北檜山町ともいわゆる消滅するわけです。そういうことですから、その過程で我々が言う脱退。そうすると今金町さんが1町残って基本的には自然解散という、名前は割ときれいなのですけれども、実は中途半端、生煮えのような状態ですから、いわば幽霊の法人格が残ったままになると、こういうわけでございまして、仮にそういう幽霊の法人格であれば、その法人格をまず持っているわけですから、実体がなくてもいろいろな負担だとかいろんなことがかぶさってまいりますし、財産の処分等々も宙に浮いたままになってしまう、こういうことが考えられます。

そういうことで、先ほどからご心配いただいておりますように、私の町の議会においても、町民の皆さんに対して、合併協議会の協議で決まりましたように、地域においては介護認定審査会を設置すると、こういうことはもともと変わるものではございません。この各町のただ介護保険事業所において、各町とも事業者であることは間違いのないのです。その中には介護認定審査会というものをお互いに持っているような形であって、これまで4町が合体して究極は檜山北部広域連合という法人格のものをつくって運営してきたと、こういうことがございますから、そのような状態の中で檜山北部の広域連合もできれば4町の協議、円満な議決がない限り、この幽霊の実態であれば、仮

に合併をしました。では仮に7月の介護認定、これこのものは1カ月後にどんどん進むわけなのですけれども、合併後になると片一方は幽霊団体ですから、実在する法律的にそれを審査する機関がゼロになってしまう、こういうことが考えられます。そうなりますと究極は一番心配する住民に不利益を与えるようなことも出かねないと、こういうこともございますから、この中で私たちは新町でも介護認定審査会を当然設置します。もともと持っている今金、そういうものも、介護についての業務を円満に公的に進めないとそれがまた不利益につながりますから、そういうことで共同設置そのものについても模索していかなければならないだろうというようなことで、ただそういう発言の端々で誤解を招いてきたのかなと、自分で反省をいたしているところです。根っこは新町の介護認定審査会の設置は変わらないと。この中で住民の不利益を招かないような方法で、今後その落ちつく先は円満な解散、こういうことで先ほどもみんな3町の町長も相そろって、こういう理解のもとで、仮にも各委員さんにそういうようなご心配をかけることは、私たちがそういうところもあっちこちと考えてきた、そういうところにあったのかなというふうな反省もし、その釈明方々、私からも発言させていただいたところです。

(平田副会長)

大成の町長さんが言われたということは、私どもこの問題についてはこの協定内容を変えないで一つの方向性というものは3町長ともに同じ考え方であることを、今ここで皆さんのご理解いただけるというふうに思います。

それで、一番最初の出発の問題といいますか、介護審査会の問題は4町が足並みそろえてきちんと協議を調べて、議会が4町とも議決できる状態に持っていくというものが一番これは理想的な感じのことなので、それに向けて努力をしてきたと。その中で最低限度、今金町は解散ということについては理解するということは、これは前にも多少あったけれども、この問題については協定書の内容どおりであるということ間違いありません。

それともう一つ、事業項目の中に今話題になっている介護認定審査会については新町において新たに設置するというのも、これも変更するというわけではないわけでございます。今金町としては、介護審査会というものだけでも、ひとつ北部の2町体制になりますから、その中で連携をとっていくという意味で今後の広域事業というものはどんどん進んでいきますから、そういう意味でもこの部分を認めていただければ、いわゆる4町がそろって今金町を含めてきちんと協議の調う議決ができるのだということを今金町から言われているので、私どもそれを遵守するというふうに考える。しかし、ここのやり方の問題として、いわゆる介護認定審査会というのは法拘束、法の効力が出てくる審査会と出ない審査会がございます。それは今、共同審査会というのは広域連合をつくる前もそういう状態にあったわけで、今金町としてはそれまで戻してほしいということなのです。

今、3町が合併することによって介護の認定をどういう事務を進めていくかというのは、大成支所、瀬棚支所、そして本庁舎と言われている北檜山、それぞれ担当がケアマネージャーを含めて申請されたものを調査書に基づいて調査票をつくっていく。そして、かかりつけのお医者さんの意見をもらって書類を調整していく。それを合併町3町が本庁の方に集約します。本庁の方に集約をし

ておいて、構成町の3町のバランスといいたいまいしょうか、公平性というものを保っていかねばいけません。それで、新町としては、ここに言うように、新たにそういう介護審査会を独自につくっていくのだということが、この協定書の文言を変えないでやっていけるといことはそこにあるのだと。いわゆる合併町の公平性というものを保つために必要であるというふうにこれを解釈していけば、これを変える必要はない。そして、今金町は合併町ではありませんから、今金町としての審査会というのは独自で、事業主体ですから、大成の町長さんが言ったように、持っているわけです。初めてそこで新町の審査会と今金町の持っている審査会が、合同で今金の地域のいわゆる判定と瀬棚地区の判定を合わせた共同審査会をつくって、北部の今まで言うと4町のバランスをとっていく、公平性をとっていくということは、4町の介護施設は共有しております。今金町の老健であるとか、それぞれの老人ホーム、特別養護老人ホーム、北檜山町の療養型のロイヤルさんのある、すべてみんな共有していますから、そこに介護度がばらばらであるというふうな判定は、まことはここは不公平感が出てくるという問題があるので、そういう意味で共同審査会をつくるということです。ですから、それぞれのまちにある審査会は、法に基づいたものではなくて任意的な考え方の中で公平性を保って行って、共同設置するものについて法的な効果を持たせていくという仕組みにこれを持っていくことによって、この文言を変える必要はないなというようなことを私ども考えております。

それともう一つは、さっき大成の町長さんが言われましたように、もしかしたら1カ月ぐらいの行政停滞というものが出てくる可能性がございます。これは幽霊会社になってしまうと、その問題が出た場合の行政訴訟に対応する我々の立場というのはどうしていくのかという問題も、大きな問題として残ってきます。

それと、現在持っている連合の財産は、自然解散になりますとだれも手をつけられなくなります。宙に浮いてしまいます。コンピューターもすべて。それを活用することは今金町も新町もできません。これは全く別な訴訟かなんかそういうもので、これをどうするかという長い時間をかけてやっていかなければならない。そのほかにも、今使っている介護審査会の機械も、リースで相当あります。それからデータも残っています。いろんなソフトも持っています。これがすべて使えませんので、こういったものをどうするのかと。違約金も払っていかねばならないものが出てきております。こういう財政負担というものをどんどんしていいのかと。これはやはり町民に対する私どもの姿勢としては、そういう大きな財政負担をするということは大変な私どもの責任問題だというふうに私は思っております。

それと、既に議会の皆さんは承知かと思いますが、先般、行政組合なんかのそれぞれの議決をしている中に、北海道市町村共済組合あるいは北海道市町村福祉協会、北海道市町村職員退職手当組合、北海道市町村総合事務組合、北海道町村等議員の公務災害補償組合、それから檜山支庁管内の公平委員会、檜山支庁管内の監査委員協議会、これらすべてこの連合に関係して、連合があることによってこれに入っております。ところが、幽霊会社になりますから、議決していませんので、これがいわゆる町村の法人コードとしてずっと残っていきます。残っていくのはいいのだけれども、これはそれぞれの組合に大きな迷惑をかけることではありますけれども、負担が出てこない部分であればいいのですが、この中の三つは、団体として負担金を払っていかねばならない状態にな

ります。そうするとこの幽霊会社には、財産も何もありませんから、この負担金をどうするのかという問題も出てきます。たくさん課題が出てきております。そういったまだたくさんあるのですが、長くなるからあれですけれども、こういう問題をどう解決していくかということは、やはり4町が多少なりとも譲り合った中で円満な解散をしていくことが、最後の一つのよりどころであろうと。なおかつまた、知事の許可をもらって合併までにこの作業を終えんとするならば、7月の中に4町の議会がこれを議決しなければ、このものは間に合わなくなりまして、当然自然解散になっていくと。もうあと半月程度でこの問題を解決しなければ、そういう宙に浮いた法人ができ上がってしまうと。これをどうしても私は避けていかなければならないということを以前からこの問題についてお話をしていた部分が、他の町と意見が合っていないのではないかというお話もいただいたのは、そういうことでもあるのだろうなというふうに思っております。

また、昨日あたりの新聞にも出ているからわかるのだと思いますが、この今介護保険法が変わって大変面倒な審査会にこれからなっていく。これは介護度の低い方の部分の中で、非予防給付の判定をしていかなければならない、全く制度が変わってきます。これは以前のデータがなければこの判定ができません。ですから、どうしても連合にあるこのものを使わなければいけない部分というものは、相当多くあるということです。

それで、もう一つは、障害者の自立法案が、支援費が10月から、正確には18年1月からこれの事務を、やはり介護と同じような審査会をつくっていかなければなりません。それで、新町のせたな町には、いわゆるそういうノウハウを持った職員もおりません。技術職員もおりません。そういった意味ではこの審査会は、せたな町のみでやるには極めて厳しい問題があります。一方、今金町の場合には、ひかりの里あるいは養護高等学校といったいわゆるプロの集団、プロの施設がございますから、こういった関係等やはり介護審査会と同じようなことで共同でやっていかなければいけない問題も、もうたくさん出てきているということもご理解いただきたいものだ。いろいろほかにもたくさんこの幽霊会社になってしまった場合の問題点というものは数多くあります。そういう意味で、私はぜひともさらに今金町との協議の中で、この文言を変えない中で、何とんでも4町がそろって円満解決をしていきたい、この努力はしていかなければいけないと思っています。

さらに私、昨日もいろいろ檜山支庁の皆さんの指導も受けていますので、その中の一部として今日委員になられた部長の方からも、これに関連して、もし指導的な立場からご意見がいただければありがたいというふうに思っております。

(内田会長)

どうぞ。

(佐藤委員)

今、柳田委員の広域連合の解散につきましては、6月19日の道新にも報道されたところであり、概況については承知しているところであります。

一つは、公平委員会の共同設置に係る議案提案など、広域連合構成4町以外の管内市町村、それ

から一部事務組合の議会運営にも影響が出ているというふうにお聞きしております。解散の協議が進展しないことは、我々檜山支庁しても遺憾な事態であるというふうに受けとめております。広域連合で行っております介護保険事務は、住民福祉に密着した事務であり、地域住民の皆さんにおかれましても、大変不安に思われているのではないかと憂慮しているところでございます。

いずれにしましても、住民福祉の観点から、介護保険事務が停滞するなどということは行政としてはあってはならぬことでありまして、この広域連合構成4町において自治法で定める広域連合解散に向けた手続を速やかにとるべきではないかというふうに考えております。

なお、広域連合解散後の課題としまして、今お話しありましたが、介護認定審査会のあり方の問題でもありますが、共同設置、単独設置のどちらかの方法、これは法的にも可能であります。まずは十分に話し合われまして、地域住民の皆様、先ほども柳田委員の方から住民の皆様の不安のないよう協議を進めていただければというふうに思っております。

以上です。

(内田会長)

どうぞ。

(柳田委員)

長くなりますので、もうこれで終わらせていただきたいと思いますのですが、大変な作業ばかりでご苦労だと思えますけれども、まだ私には納得できるすべてのものではございません。私は下手なもので、こういうものはつくってはみたけれども出さないでおこうという考えで、今日発言を求めさせていただきましたが、今後の私の活動に資するために、3町の町長さんに檜山北部広域連合の解散問題に係る申し入れをさせていただきます。このことについて、3町の町長さんにご回答を今すぐとは申しませんが、できるだけ早い時期にいただきたい。今後の私の活動に資させていただきます。

(平田副会長)

今、解散という話をしていますけれども、解散ということは一切今済んでしまった話ですから、私は解散というものは今残っていません、解散の議論というのはこの町長会議の中では残っていません。今あるのは、介護共同審査会が新たにつくるかつくらないかという議論の中で、この4町の協議が調うか調わないかというところにあるわけですから、解散ということは一切私ども触れてありません。

(柳田委員)

これが違うことであるならば、私にその違うということに理解させていただくためのご返事をいただければと思います。

(平田副会長)

これは町長名の申し入れだから、この会とは関係ないんじゃないですか。

(斎藤委員)

賢明な皆さんですから、私は委員方々わかるかなと思うのですが、私は実は今日まで幽霊会社とかそんな言葉はあまりよく理解しておりませんでした。要するに、介護保険連合からいわゆる3町が合併に絡んで離脱をするということですから、3町がそれぞれ離脱をし、議会で決議をしたら自動的にこれは解散になるだろうと。連合というのは複数でやるわけですから。そういうことだと思っていました。ところが、今金町は1町残ります。これがいわゆる解散を議会で決議をしないというために、その幽霊会社というのは残る、そういう意味なのですか。

これは今金町はおもしろくないからやらないのかどうかは別にしまして、そういうことでないかと思うのですけれども、本来はそういう議論はここですべきでないです、本当のことをいうと。私どもはやっぱりきちっと協定書にあるとおり、離脱をする、解散をしていただくというのが本来の考え方かなと、私はこう思っています。いろいろご努力わかりますけれども。

なお、支庁の佐藤政策部長さん、これはどうですか。このことが共同設置をする、いろんなことが出ていますけれども、これはいわゆる合併に関する申請いろいろやりました。この合併に関するいろいろ許可もいただきましたけれども、これに支障ありませんか。どうですか。この辺についてもう少し明快に説明をいただきたい。この2点。

(内田会長)

いかがでしょうか。今、瀬棚の町長さんが言ったような、このままでいくと全く認めないと。したがって幽霊といいますが、そういう会社のような状態になるというようなことです。

(斎藤委員)

その点は、副会長の瀬棚の町長さんの答弁してください。

(内田会長)

なぜか。それをちょっと話して。

(平田副会長)

手続的には「3町が離脱します」という議会の議決があれば、それで解散できるのかということ、そういう議案を提案することもできません。今金町も含めてやった場合には、これはできますけれども、今金町は今の状態では審査会があることによって今金町の議会としてもこれを協議の調う意味として議会に提案するというので、それを今までもずっと話してきたけれども、ひくことはありません。ですから私どもは、そういう状態でいくとすれば、3町は黙って8月31日を待つより仕方がないわけです。そして8月31日に、さっき大成町さんが言ったように、自動的に瀬棚町、

北檜山町、大成町が法人格を失ってしまいますから、自然消滅していくと、そういうことを待つより仕方ありません。その後でどういう問題が起きるかというのは、幽霊という言葉が適切かどうか知りませんが、全く存在感のない法人が1個でき上がってしまったということになると思います。ですから、今支庁の方でも言えることは、一番のことはいろんなことは想定できない。やっぱり4町がきちんと協議をして解散をするという道以外には、知事の許可の出る方法はないということになりますので、そういったことで、私もぜひ委員の皆さんにもこういうふうにご理解いただきたいというふうに思っています。

(内田会長)

佐藤委員さん、今うちの委員の方からそういう幽霊会社というような表現がありましたけれども、そういう事態が生じるのかどうかを……。

(佐藤委員)

自治法上今言われた解散だとか、その後で起こる財産処分手続だとかというところは、まずは今、事実上の協議をしまして、それから構成4町の議決があって、そして構成団体間の協議があって知事へ届け出、そして最後に解散の許可というような行政上の流れにはなっております。

(斎藤委員)

何か今ははっきりわからないのですが、4町が円満に議決をしてきちっとすれば、さきに出した合併協定書ですか、これに影響ないのだと、こういうことですか。円満以外には影響あるということですか、その辺もう少し具体的に。

(内田会長)

休憩します。

(休憩)

(午後2時20分)

(再開)

(午後4時15分)

(内田会長)

それでは、休憩を解かせていただきます。

本当に大変な時間が経過しました。まだ相当な案件が残っておりますので、皆さん方言われたこの問題については、これですべてを終了することではなく、今それぞれの委員の皆さん方からお話がありましたように、この問題についてはこれは時間を置くわけにはいきません。早急にまたそうした話し合いを持って、私はやっぱり最終的には皆さんの合意のもとに解決をしていかなければならないというふうに思っておりますので、とりあえず本日につきましては皆さんの今のご意見という

ものを十分参考にしながら今後取り進めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

いいですか。では、そのようにさせていただきます。

報告第3号 せたな町特別職等の報酬額等の答申について
(内田会長)

それでは、報告第3号であります。せたな町特別職等の報酬等の答申についてを議題といたします。

事務局の方から説明をいたさせます。

(道高事務局長)

それでは、報告第3号 せたな町特別職等の報酬額等の答申についてということで、4ページでございます。

時間も相当経過しておりますので、簡潔に申し上げたいと思います。

6月9日付で檜山北部3町合同特別職報酬等審議会会長、佐久間治男氏から3町長に対しまして5月10日付で諮問を受けましたせたな町特別職等の報酬額等について、慎重に審議した結果につきまして答申書が送付されたわけでございます。

6ページをごらんください。答申書の中身でございますが、まず一つ目は、常勤特別職の給料額でございます。町長につきましては75万円、助役につきましては60万円、教育長につきましては月額55万円、それから議会議員の報酬額についてでございますが、議長が月額23万5,000円、副議長月額19万円、委員長月額17万5,000円、議会月額16万5,000円でございます。それから三つ目、行政委員会委員の報酬額については、教育委員会の委員長、年額33万円、委員が年額27万4,000円、監査委員識見者が年額33万円、議会選出委員が27万4,000円、農業委員会の会長が年額30万円、委員が年額25万円、選挙管理委員会委員長、年額20万6,000円、委員が年額17万3,000円、固定資産評価審査委員会委員長が日額8,800円、委員が日額7,700円でございます。

それから、4番目の町長職務執行者の給料額でございますが、これにつきましては月額75万円、それから合併特例区の長の職務を行う者の給料額、要するに暫定区長という町長が選出されるまでの間に区長としてついてもらう職を行う者に対しましての給料額につきましては月額53万円、6番目の合併特例区の区長につきましては月額同額で53万円、合併特例区の協議会委員につきましては、会長が日額8,800円、委員が日額7,700円ということでございます。

それから、審議会は3回開かれております。審議経過につきましての主な意見でございますけれども、一つ目は、せたな町の人口規模は1万1,000人余に達し、合併町として特別職に係る職責の負担度合いは高まる場所であるが、新町の財政状況を勘案した場合、常勤の特別職の給料額を道内類似団体と肩を並べさせることは、町民感情からいって厳しいものがあるというようなことでございます。

それから、2番目の議会議員につきましても、今回在任特例で在職する39人に係る報酬額につい

て検討したわけでございます。議員定数22人に係るものについては、1年8カ月の時点で再度協議してほしいということでございます。

それから、農業委員会の委員の報酬額についても、合併後10カ月間、在任特例で28人が在職されるということで、これにつきましてもほかの行政委員会委員の報酬額とは切り離して考えるべきであるという意見でございます。

それから、特別職及び議会議員に支給されている期末手当役職加算については、制度の趣旨からいっても町民として理解を得られないので、新町においてはこの点十分考慮してほしいということでございます。

主なような内容でございました。以上でございます。

(内田会長)

ただいま事務局から答申の内容について朗読をしていただきました。合併協議会としては3町の町長から諮問を受けた3町合併特別職報酬等審議会委員の方々が、3回にわたって慎重に審議をされた結果でありますので、この方針については報告どおりとして了承してまいりたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、報告どおり答申については了承してまいりたいと存じます。

報告第4号 平成16年度檜山北部3町合併協議会事業報告について

(内田会長)

続いて、日程第5、報告第4号 平成16年度檜山北部3町合併協議会事業報告についてを議題といたします。

事務局から報告第4号の議題の朗読をいたさせます。

(道高事務局長)

10ページでございます。報告第4号 平成16年度檜山北部3町合併協議会事業報告についてでございます。

次のページ、11ページでございます。合併協議会の開催ということでございまして、16年度につきましては、4月7日から第1回目を開きまして、第12回の3月29日に開かれたと。12回開かれております。主な協議内容、場所、日にちについてはごらんとおりでございます。

二つ目は小委員会の開催ということで、合併協議会に新町名候補選定小委員会、それから新町建設計画策定小委員会、議会議員定数・任期検討小委員会ということで、この三つの小委員会が開かれまして、それぞれ協議を行ったところでございます。内容につきましては省略させていただきます。

す。

それから三つ目、幹事会の開催ということで合併協議会における事前協議ということで、助役、それから各町の総務課長ということでの幹事会でございますが、これにつきましても第1回から第19回ということで、19回開かれております。

それから17ページでございます。専門部会の開催ということで、それぞれ事務事業の一元化に向けた調整作業を四つの専門部会を構成いたしまして行ったところでございます。

それから五つ目は、3町の行政視察を8月19、20日の2日間にわたりまして行ってあります。それぞれの委員さん方が3町の公の施設だとか行政状況についてそれぞれ視察を行ったということでございます。

それから六つ目、協議会だよりでございますが、全部で9回発行させていただいております。

それから7番目、電算システム統合及びネットワーク整備作業ということで、それぞれ電算システム一元化に向けて、あとまたネットワークの整備の検討を行ってまいりました。

それから、新町まちづくりプランダイジェスト版町民説明会の開催ということで、11月25日は瀬棚町、それから26日には北檜山町で行いました。そして、大成町につきましては町が独自に町内会を回りまして、それぞれ説明を行っております。

それから、9番目ですが、合併協定書の調印式の実施ということで、12月7日の日にこの会場におきまして協定書の調印式を行ったところでございます。

それから、10番目の3町の廃置分合について、道知事へ申請を1月17日に3町長が檜山支庁長を訪れまして、持参、提出したところでございます。

以上でございます。

(内田会長)

ただいま16年度の合併協議会の事業についての報告を受けました。この事業報告について、何かご質問ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、ご質問がないようですので、報告第4号についての了承をいたしたいと存じます。

認定第1号 平成16年度檜山北部3町合併協議会歳入歳出の決算について

(内田会長)

続いて、日程第6 認定第1号 平成16年度檜山北部3町合併協議会歳入歳出の決算についてを議題といたします。

事務局から決算内容について説明をいたさせます。

(道高事務局長)

それでは、19ページでございます。認定第1号 平成16年度檜山北部3町合併協議会歳入歳出の決算についてでございます。

内容の説明でございます。20ページでございます。

決算書の内容でございますが、歳入の方では負担金が収入済が2,005万3,000円、これは3町の負担金でございます。それから補助金が収入済が1,440万円でございます。それから諸収入として19万477円ということでございます。これは任意協議会の引継金と預金利子が主なものでございます。歳入合計が3,464万3,477円でございます。

歳出の方へまいりますと、総務費では支出済額が357万5,203円でございます。総務管理費でございます。

次、2款の事業費では2,946万9,386円ということで事業推進費でございます。それから3款の諸収入は10万円ということで、これは支出をしておりません。歳出合計で3,304万4,589円ということで、歳入歳出差引残額が159万8,888円ということで、これが翌年度への繰り越しということになったところでございます。

21ページをお開きください。今申し上げました歳入の中身につきまして明細書を書いております。ごらんいただきたいと思っております。

歳出につきましては、1款総務費、総務管理費、事務局費につきましては、支出済額がトータルで357万5,203円ということでありまして、職員手当の方では21万3,945円残りしましたが、これは時間外手当の残が主なものでございます。それから、9節の旅費につきましての41万8,440円残っていますが、これも3月に道外先進地視察をやるということで計画してあったのですが、相手側の都合によりまして中止したところでございます。

それから、次の2款の事業費でございます。会議費につきましては主なものの不用額でございますけれども、これにつきましては需用費で32万475円ということであります。主なものは消耗品の残でございます。それから、次のページでいきますと、使用料、これは全部録音機の借り上げであります。次の23ページの調査研究費の方では、それぞれ委託料だとかこれはそれぞれ全額支出して、不用額が1,250円というふうになっております。使用料につきましても、パソコン、電算機借り上げ、複写機借り上げということでの主な内容になっております。

3の広報広聴費につきましては、これは協議会だよりの作成業務、それからホームページの作成・管理業務ということであります。支出の内容は主なものでございます。

以上でございます。

(内田会長)

ただいま事務局の方から平成16年度の檜山北部3町の合併協議会の歳入歳出決算の報告がございました。皆さん方のご質問を受ける前に、監査委員の監事さんの方から監査報告をお願いいたします。

(高畑委員)

それでは私から、監事を代表して、平成16年度檜山北部3町合併協議会歳入歳出決算による監査報告をいたします。

平成17年5月31日に私と柳田監事両名が合併協議会事務局において、歳入歳出決算書及び関係諸帳簿の監査をいたしました。

歳入歳出決算の計数は関係諸帳簿及び証書類並びに預金残高証明書と符合し相違ないことを確認し、予算の執行及び収入、支出に関する事務については、適正に執行されていると認めたものであります。

以上申し上げて、監査報告といたします。

(内田会長)

ありがとうございます。

それでは、16年度の歳入歳出の決算内容につきまして、委員の皆さん方から何かご質問あれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、改めてご質問がないようですので、これを認定することで決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

異議ないということですので、16年度檜山北部3町合併協議会歳入歳出決算については、認定することに決定をいたしました。

議案第1号 平成17年度檜山北部3町合併協議会補正予算について

(内田会長)

続きまして、日程第7、議案第1号 平成17年度檜山北部3町合併協議会補正予算についてを議題といたします。

議案第1号について、事務局から説明をいたさせます。

(道高事務局長)

それでは、25ページでございます。議案第1号 平成17年度檜山北部3町合併協議会補正予算についてでございます。

主な補正の歳入でございますが、先ほど16年度の繰越金159万8,000ということでございます。これにつきましての補正でございます。26ページをお開きください。

事項別明細書におきますと、諸収入の方で149万8,000円ということで補正額を増加、プラスしたわけでございますが、これにつきましては先ほど当初予算で10万円見ておりますので、その分10万円を引いた149万8,000円ということで今回補正をお願いするものでございます。

それから、続いて27ページでございますが、歳入にかかわります歳出の方の中身でございますけれども、1款総務費の職員手当ですが、これは10万円減しておりますが、書記が本庁に戻られたということで時間外勤務手当が減した分でございます。それから、2款事業費の中で特に会議費ということで、今回17年度において町章の図案選定委員会が設置されたわけでございます。それから、特別職の報酬等審議会も設置されたということで、報酬と旅費とにかかるとここに計上させてもらったものでございます。それから、調査研究費ということで、旅費につきまして20万円を補正をお願いしたものでございます。それから、広報広聴費ということで、主なものは印刷製本費で新町のガイドブックを作成しようということで、今合併準備の事務の方で進めております。要するに、合併後の役場の窓口はどうなるのか、各種手続等につきまして、大体40ページぐらいの冊子にまとめまして、これを8月中に3町の各戸に配布しようということで今進めているところでございます。これにかかる印刷製本費ということで、合併事務局の方で予算を見たところでございます。トータルいたしまして149万8,000円ということで収支の均衡を図ったところでございます。

以上でございます。

(内田会長)

それでは、説明が終わりました。この補正予算について、何かご質問ございますか。

(酒井委員)

ただいまの支出の部の説明の中の需用費、今の新町ガイドブック作成ということで8月中には配るという内容ですけれども、合併した場合、町内は全町的に約4,000ぐらいの戸数になるかと思えます。それで中身は40ページといいましたけれども、それで当然終われば一番いいのですけれども、今日も出ておるとおり、こんなことも含めながら、要するに変わる部分と変わらない部分もある程度説明しなければならないです。ですから、その辺を網羅したときに、4,000戸全部当たると一つの方法かと思えますけれども、4,000戸という数字を考えた場合に、この100万円で補正におさまるのかどうか、ちょっと心配な面があるのですけれども、その辺どのような感じですか。

(道高事務局長)

確かに全部、企画から印刷からお願いしますと、こんなものでは足りませんが、あくまで原稿は合併準備の方の担当者が担当いたしまして今進めておりますけれども、原稿だけをつくって印刷だけお願いしようということで、考えているわけでございます。

以上でございます。

(花田副会長)

特にこのガイドブックにかかわって特に申し上げておきたいのは、私ども町内のいろんな機関でお話を申し上げます。行政は従来とそう大差のない中で隔々まで今後も続いていくという大前提のもとでこのガイドブックをつくられるわけですけれども、その際には大変苦勞だろうけれども、行政用語の羅列だけは避けてほしい。わかりやすく、簡単に言うと小学四、五年生程度のそういう文章表現を主体的にやってほしい。そうすると、40ページという問題もあるのでしょうかけれども、これだけはぜひ念頭に置いて取り組んでいただきたいと、このことだけは申し上げておきたいと思います。

(酒井委員)

基本的にはそうすると、全戸に1冊配布というのは間違いないですね。

(道高事務局長)

3町で一応冊数は大体6,000部ぐらい今やる予定でございます、いろんな余分も見て、そういうふうにご検討しております。

(内田会長)

ほかにご覧いただけますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、ほかにご意見がないようでございます。補正予算については原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

異議なしと認め、平成17年度檜山北部3町合併協議会補正予算については、原案どおり決定をいたします。

それでは、本日の議事日程に上げられました協議案については、すべて終了させていただきたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

どうもありがとうございました。

閉 会

(内田会長)

それでは、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、13回の協議会の中で、3時間半にわたっての長い時間の議論でございました。大変白熱した議論でございまして、いろいろ意見が出ましたけれども、雨降って地かたまるといいますが、私はこの先はいい決定が、解決が見出されるのではなからうかというふうに思っております。

なおまた、佐藤委員さんには冒頭申しおくれましたけれども、本当に今回に新しく委員として任命をさせていただきました。ご委嘱を申し上げます。冒頭大変な委員会でしたので、初めから大変なことだなお思いになったかもしれませんが、これが私どもの協議会の本当に真剣に取り組んでいくというようなことでございますので、どうかこれからいろいろとまたご意見をいただきたいというふうに思っております。委員としてまた部長として、いろいろとご相談をお伺いする機会もあろうかと思っておりますけれども、よろしく願い申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。ご苦労さまでございました。

(道高事務局長)

今日はそれぞれ机の上に上がっていた資料の中で、せたな町の町章の候補の作品、応募終わったのです。終わりました状況の結果、全部で576件の応募がございました。これにつきまして明日、町章委員会で選考が始まりますけれども、こういう応募があったということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

(午後4時50分)